資料２

「住まいの確保策」ＷＧ説明要旨

石巻市生活再建支援課

【石巻市の現状と課題】

（現状）

・死者・行方不明者数は、全体の約２０％に当たる３，７１６人、
全壊戸数は、約１６％に当たる１９，９５３戸、
災害廃棄物推計量は、約２０％に当たる３，１９３千ｔであり、そのシェアは
被災３県の中でも突出した被災状況でありました。（Ｐ３，４参照）

・これは、北上川河口を起点として工場、住宅等が集積・発展した本市中心市街地の大半を津波が飲み込み、このような被災状況となったものと考えられます。

・特に住宅については、全住家の約７割が被災し、うち全壊戸数が約２万戸であったことから、自宅再建、民間賃貸住宅及び仮設住宅といった様々な手法で「住まい」の確保に対処したところであります。

・しかし、被害が甚大であったことから、７千戸を超える仮設住宅を設置せざるを得ない状況であり、仮設住宅の用地確保が喫緊の課題でありました。

・このため、学校のグランドも含め可能な限り公共用地に建設したが、それでも足りないため、民間用地に建設したケースが４２団地（全体１３３団地）、１，６００戸（全体７，０００戸）あります。

・このように、仮設住宅は中心市街地を見ただけでも、Ｐ１４のように、各所に設置しております。

・また、災害復興住宅及び区画整理事業等の本格入居前のため、H25 年 12 月末の仮設住宅＋民間賃貸住宅の入居者件数は１１，１２７件、入居者数は人口（150,966 人）の約１７．８％の２６，８３６人におよんでおります。

（課題）

・被災地の多くは、仮設住宅を津波による浸水区域を避け、小中学校の校庭などの学校施設敷地内や公園等に建設しており、教育の現場や地域からの早期撤去が求められています。

・地権者の中には、契約更新しないケースがあり、また、復興住宅入居等により仮設団地が虫食い状態となり、コミュニティの崩壊、閉じこもり、心身の低下を招来することが懸念されるため、仮設の集約化を講じる必要があります。

・この場合、集約化は、居住者の責によらないものであるため、引越しに伴う経費は行政の責任において拠出すべきであります、財源確保が課題となっております。

（提案）

・災害時における効率的・効果的な「住まい」の確保策を講じる場合においても、「災害は、規模・地域・季節等の違いにより、毎回様相が異なる」ことから、本市のような大規模な被災を受けた場合、様々な手法を駆使しても、仮設住宅の割合が高いケースも考えられます。

・このため、仮設住宅の集約等も踏まえた財源担保等の制度を地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めることが必要と考えます。

被災者支援の現状と課題

宮城県　石巻市

© 2014 石巻市

1. 石巻市の被害状況

© 2013 石巻市

川湊として発展してきた石巻

- 川村孫兵衛らによる江戸時代の改修工事により、北上川の舟運は飛躍的に発展するとともに、新田開発によって米の生産量が増え、石巻の町は川湊として江戸廻米の一大集積地に変貌。
- 伊達藩が石巻湊から東廻り航路により江戸へ輸送された「仙台米」は約三十万石※にものぼり、江戸で消費される米の量の三分の一に及んだといわれる。　※1石は約150kg
- 明治中期からは物流の中心が鉄道に転換するも、舟運にかわり漁業が飛躍的に発展。水揚高の増加に伴い、水産加工産業も成長。
- 河川港としての利便性は高い一方で、治水安全度向上のための堤防整備の合意形成に苦慮。

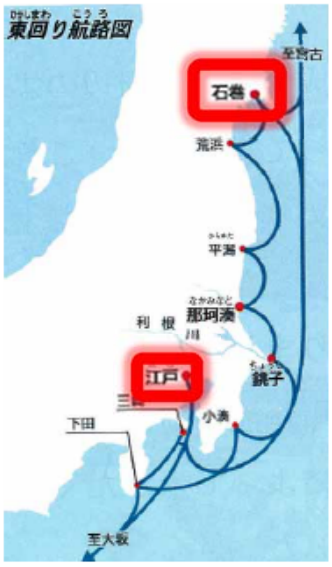

（出典：わたしたちの石巻（石巻市教育委員会））

『仙台石巻湊眺望之全図（部分）』

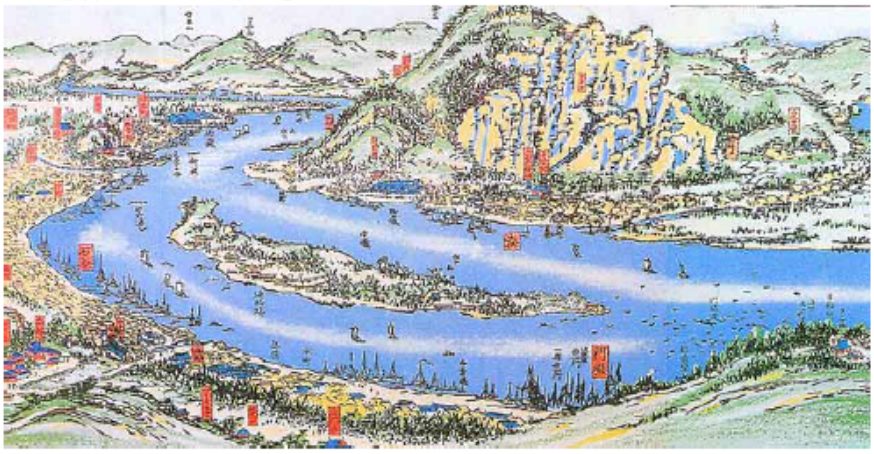

- 江戸廻米の集積地となった石巻には45棟の藩の米蔵が置かれ、13万5千俵の米を収容。
- 米を運ぶひらた船（川船）は836隻、外洋航海の大型の千石船は560隻あったといわれる。

（出典：石巻市の歴史（石巻市教育委員会））

『旧北上川河口かわまちづくり検討会第1回資料』
（平成25年7月22日；国交省北上川下流河川事務所）

石巻市の被害状況①

	H22人口（千人）	面積（㎢）	死者・行方不明者数（人）	全壊戸数（戸）	災害廃棄物推計量（千t）	市町村職員数（一般行政）（人）
岩手県	1,330	15,279	5,823	18,370	3,800	8,453
宮城県（全体）	2,348	7,286	10,849	82,855	10,456	12,601
石巻市	**161**	**556**	**3,716**	**19,953**	**3,193**	**1,033**
宮城県（石巻市を除く）	2,187	6,730	7,133	62,902	7,263	11,568
福島県	2,029	13,787	1,816	21,167	1,727	11,683
合計	**5,707**	**36,351**	**18,488**	**122,392**	**15,982**	**32,737**

（注1）「人口」は、『平成22年国勢調査』（総務省統計局等）によるもの。
（注2）「面積」は、『平成23年全国都道府県市区町村別面積調』（国土地理院）によるもの。なお、宮城県の面積値については、境界未定区域とされている面積を『全国市町村要覧（平成23年度版）』（総務省）に記載されている便宜上の概算数値を用い、県全体の面積を表記した。
（注3）「死者・行方不明者」及び「全壊戸数」は、『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について』（内閣府：平成25年5月28日とりまとめ）、『東日本大震災被害等状況』（宮城県：平成25年5月10日とりまとめ）によるもの。
（注4）「災害廃棄物推計量」は、『沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況（平成25年5月31日現在）』（環境省）及び石巻市生活環境部災害廃棄物対策課資料によるもの。
（注5）職員数（一般行政）は、『平成22年地方公共団体定員管理調査結果』（総務省）によるもの。同調査における「職員数（一般行政）」とは、教育や消防のほか、公営企業会計で事業が行われる病院などの職員を除いた市役所の（事務または福祉関係に従事する）職員の人数。

© 2013 石巻市

石巻市の被害状況②

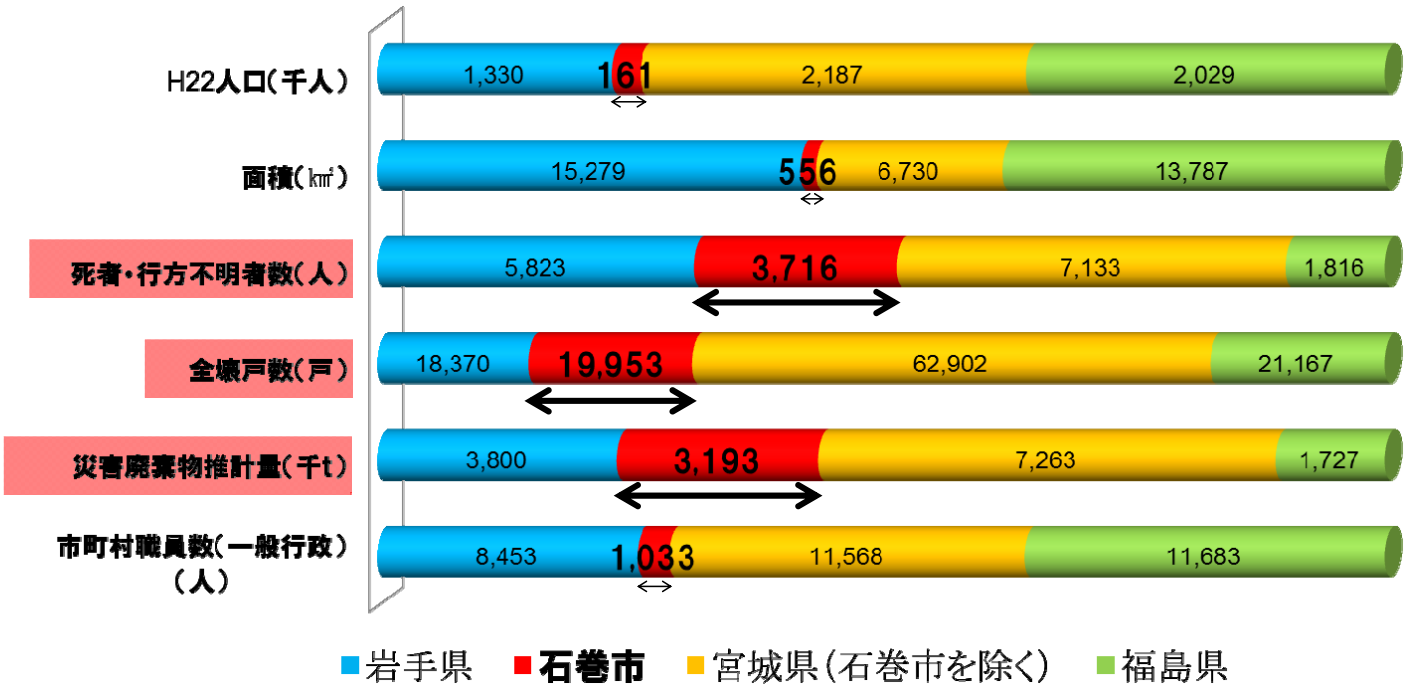

被災3県における石巻市の被害(死者・行方不明者数、全壊戸数、災害廃棄物推計量)のシェアは、人口・面積等に比べてかなり高い。

© 2013 石巻市

宮古市

※復興庁資料

面的整備事業の地区数
(第1・2回交付金調査費計上地区)

- 防災集団移転促進事業 : 9地区
- 土地区画整理事業 : 4地区
- 津波復興拠点整備事業 : 2地区
- 漁業集落防災機能強化事業 : 9地区

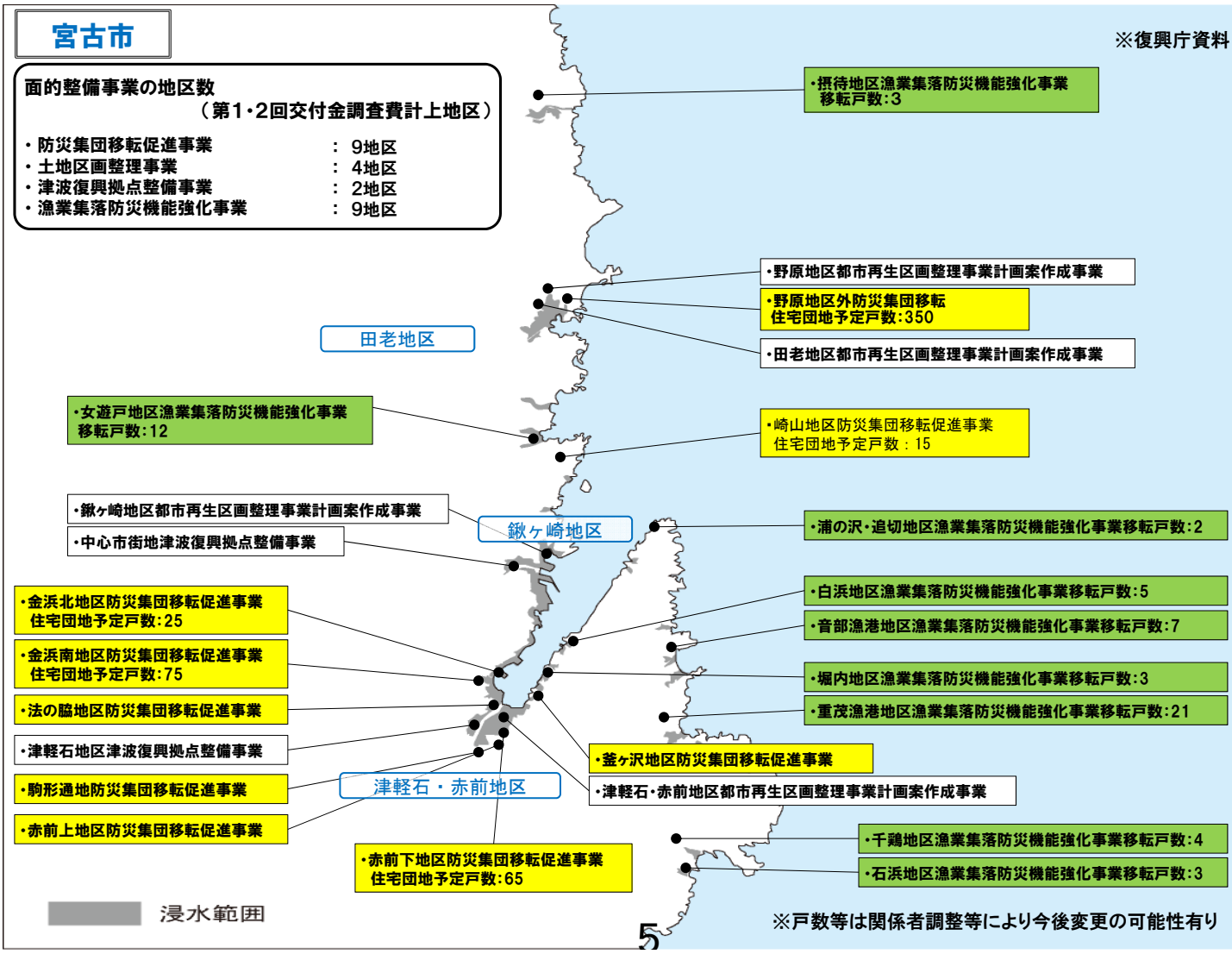

※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

釜石市

※復興庁資料

面的整備事業の地区数
（第1・2回交付金調査費計上地区）

- 防災集団移転促進事業　：　13地区
- 土地区画整理事業　：　5地区
- 津波復興拠点整備事業　：　2地区
- 漁業集落防災機能強化事業　：　6地区

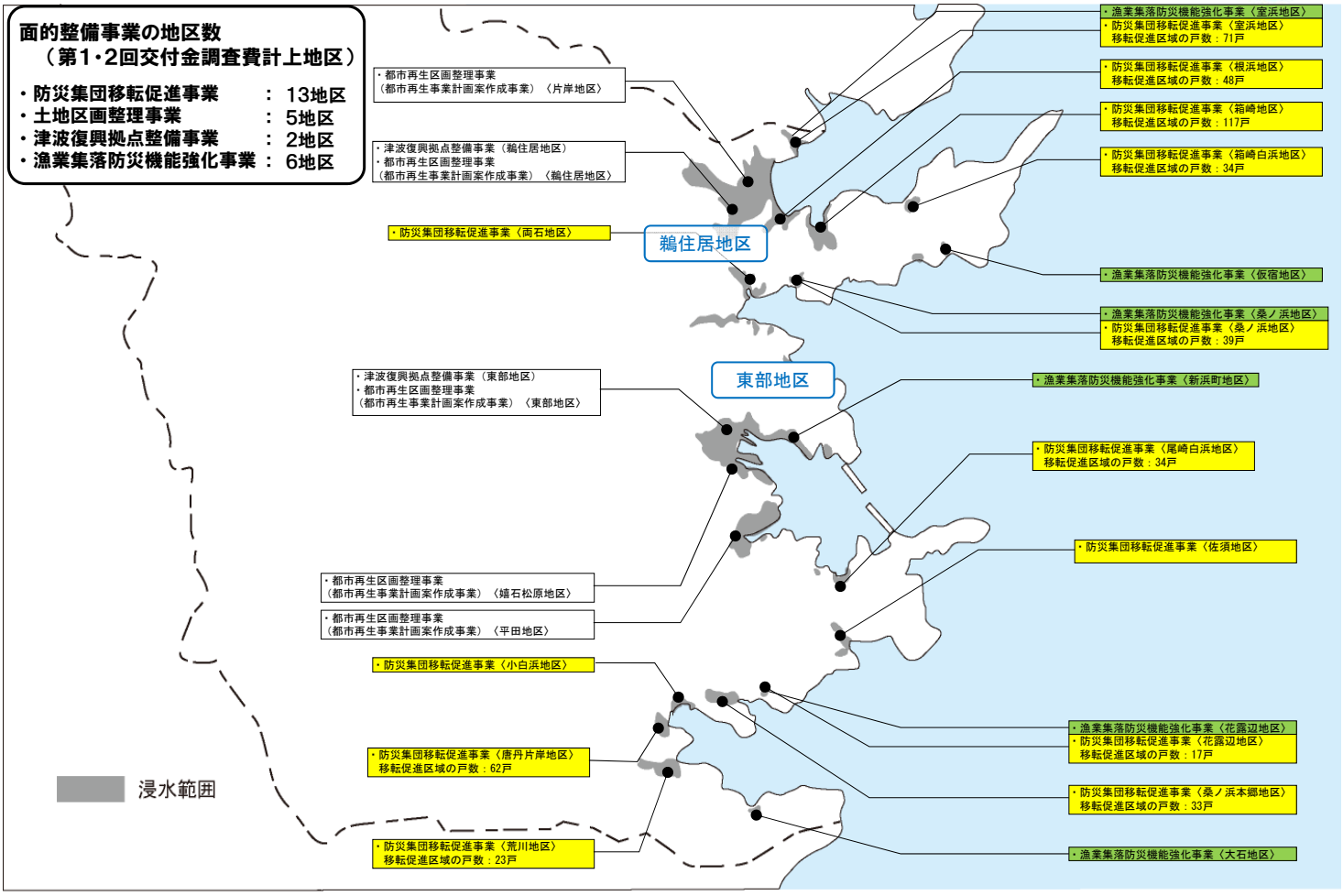

※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

南三陸町

※復興庁資料

面的整備事業の地区数
（第1・2回交付金調査費計上地区）

- 防災集団移転促進事業　：　20地区
- 土地区画整理事業　：　1地区
- 津波復興拠点整備事業　：　2地区

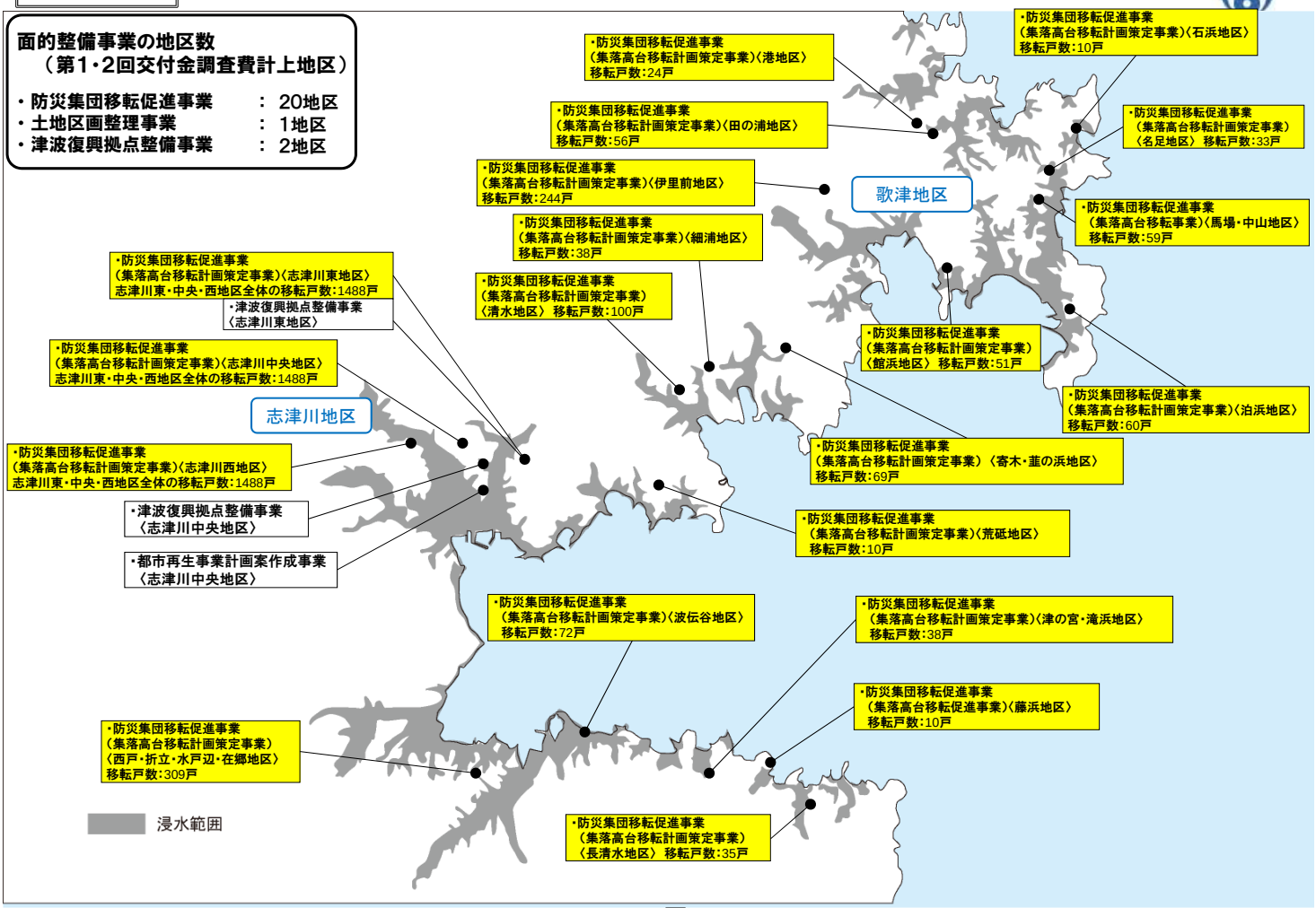

※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

※復興庁資料

石巻市（中心市街地を除く）

防災集団移転促進事業＜小室地区＞（15戸）
防災集団移転促進事業＜白浜地区＞（20戸）
防災集団移転促進事業＜立神・長塩谷地区＞（31戸）
防災集団移転促進事業＜月浜地区＞（49戸）
防災集団移転促進事業＜吉浜地区＞（20戸）
防災集団移転促進事業＜追波地区＞（43戸）
防災集団移転促進事業＜二丁谷地地区＞（10戸）
防災集団移転促進事業＜釜谷崎地区＞（11戸）
防災集団移転促進事業＜釜谷地区＞（53戸）
防災集団移転促進事業＜針岡地区＞（24戸）
防災集団移転促進事業＜福地地区＞（17戸）

防災集団移転促進事業＜明神地区＞（38戸）
防災集団移転促進事業＜伊勢畑地区＞（73戸）
防災集団移転促進事業＜下雄勝地区＞（70戸）
防災集団移転促進事業＜上雄勝地区＞（66戸）
防災集団移転促進事業＜味噌作地区＞（41戸）
防災集団移転促進事業＜船戸地区＞（104戸）
防災集団移転促進事業＜唐桑地区＞（14戸）
防災集団移転促進事業＜水浜地区＞（68戸）
防災集団移転促進事業＜分浜地区＞（26戸）
防災集団移転促進事業＜波板地区＞（11戸）

防災集団移転促進事業＜祝田地区＞（48戸）
防災集団移転促進事業＜佐須地区＞（23戸）
防災集団移転促進事業＜蛤浜地区＞（5戸）
防災集団移転促進事業＜折浜地区＞（5戸）
防災集団移転促進事業＜小竹地区＞（19戸）
防災集団移転促進事業＜桃浦地区＞（24戸）
防災集団移転促進事業＜月浦地区＞（17戸）
防災集団移転促進事業＜荻浜地区＞（19戸）
防災集団移転促進事業＜小積浜地区＞（10戸）
防災集団移転促進事業＜牧浜地区＞（8戸）
防災集団移転促進事業＜竹浜地区＞（6戸）
防災集団移転促進事業＜狐崎浜地区＞（5戸）
防災集団移転促進事業＜福貴浦地区＞（18戸）
防災集団移転促進事業＜鹿立浜地区＞（11戸）
防災集団移転促進事業＜小網倉浜、清水田浜地区＞（33戸）

防災集団移転促進事業＜大指地区＞（9戸）
防災集団移転促進事業＜相川・小泊・大室地区＞（48戸）
防災集団移転促進事業＜小指地区＞（15戸）

防災集団移転促進事業＜尾崎地区＞（28戸）
防災集団移転促進事業＜長面地区＞（76戸）
防災集団移転促進事業＜名振地区＞（33戸）
防災集団移転促進事業＜船越地区＞（49戸）
防災集団移転促進事業＜大須・熊沢地区＞（10戸）
防災集団移転促進事業＜羽坂地区＞（6戸）
防災集団移転促進事業＜桑原地区＞（7戸）

防災集団移転促進事業＜立浜地区＞（29戸）
防災集団移転促進事業＜大浜地区＞（23戸）
防災集団移転促進事業＜小島地区＞（15戸）

防災集団移転促進事業＜前網浜地区＞（12戸）
防災集団移転促進事業＜寄磯浜地区＞（10戸）
防災集団移転促進事業＜鮫浦地区＞（18戸）
防災集団移転促進事業＜大谷川地区＞（16戸）
防災集団移転促進事業＜谷川浜地区＞（22戸）
防災集団移転促進事業＜祝浜地区＞（5戸）
防災集団移転促進事業＜泊浜地区＞（18戸）
防災集団移転促進事業＜大原浜地区＞（19戸）
防災集団移転促進事業＜給分浜地区＞（42戸）
防災集団移転促進事業＜小渕浜地区＞（70戸）
防災集団移転促進事業＜十八成浜地区＞（53戸）
防災集団移転促進事業＜鮎川浜地区＞（94戸）

面的整備事業の地区数（第1・2回交付金調査費計上地区）

- 防災集団移転促進事業　：　66地区
- 土地区画整理事業　：　9地区

※中心市街地を含む

※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

※復興庁資料

石巻市中心市街地

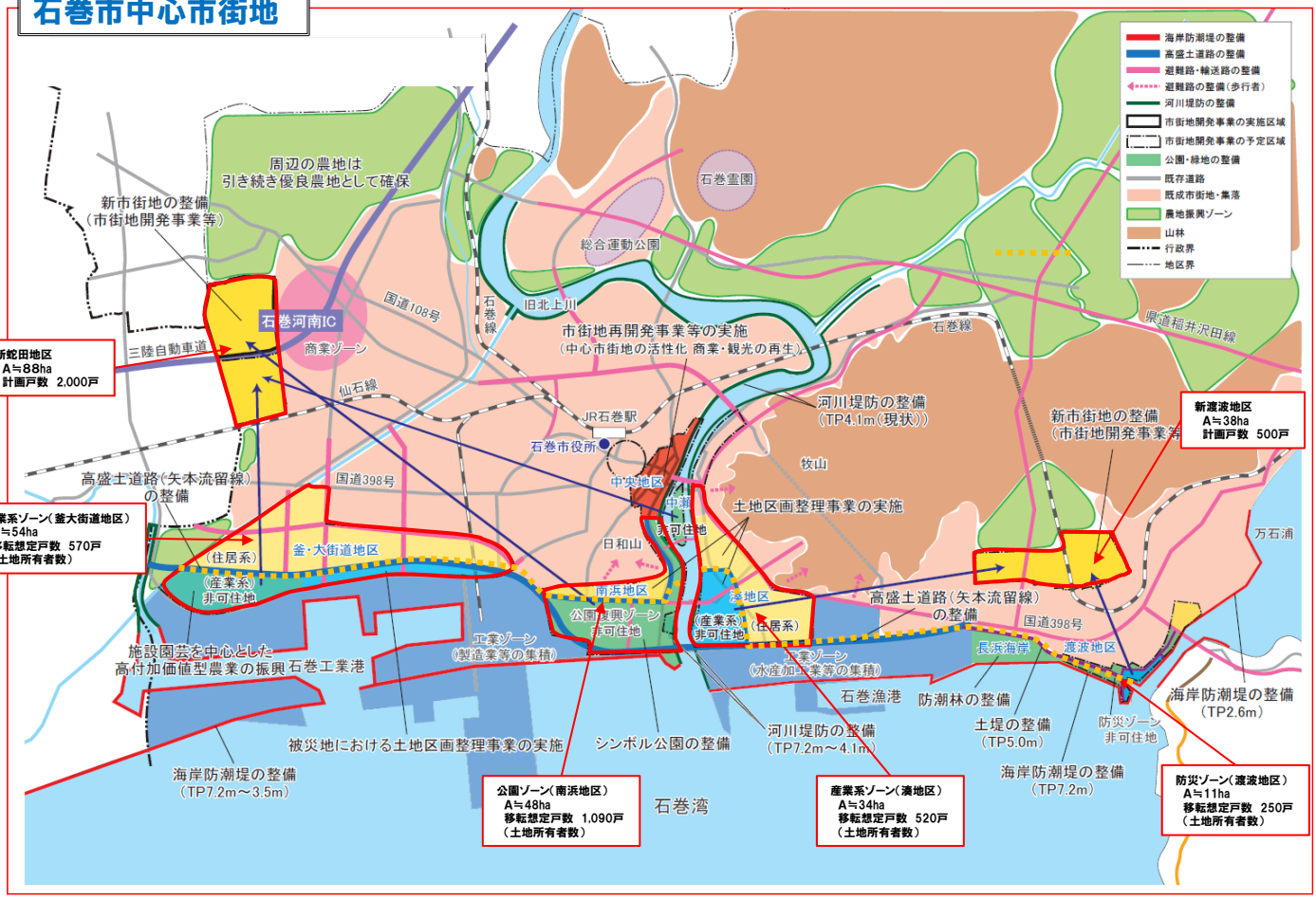

※戸数等は関係者調整等により今後変更の可能性有り

石巻市の被害状況③

各指標を、市町村職員（一般行政）1人当たりに換算してみると・・・

	H22人口（人）	面積（㎢）	死者・行方不明者数（人）	全壊戸数（戸）	災害廃棄物推計量（t）
岩手県	157.3	1.81	0.69	2.17	450
宮城県（全体）	186.3	0.58	0.86	6.58	830
石巻市	**155.9**	**0.54**	**3.60**	**19.32**	**3,091**
宮城県（石巻市を除く）	189.1	0.58	0.62	5.44	628
福島県	173.7	1.18	0.16	1.81	148
3県平均	**174.3**	**1.11**	**0.56**	**3.74**	**488**

© 2013 石巻市

石巻市の被害状況④

市町村職員（一般行政）
1人当たりのH22人口

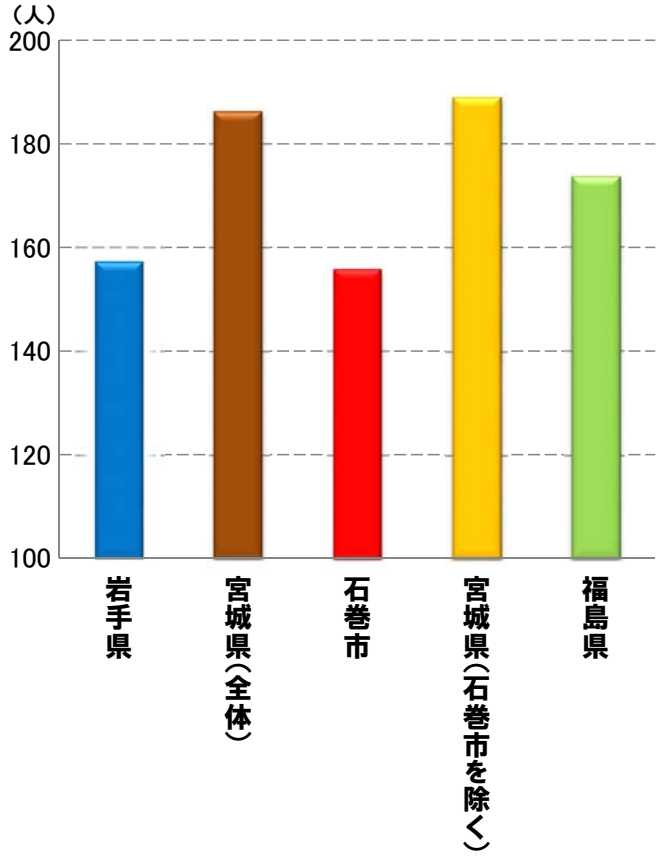

市町村職員（一般行政）
1人当たりの面積

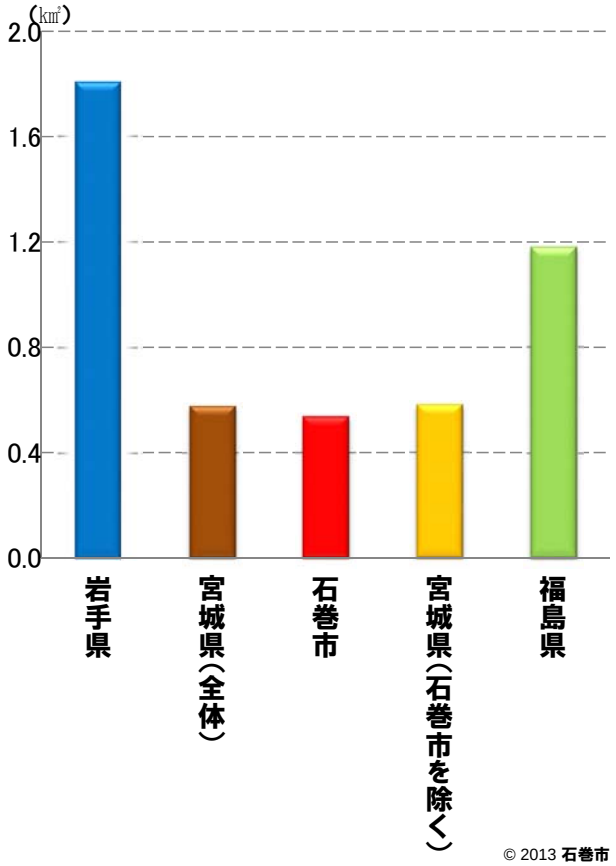

© 2013 石巻市

石巻市の被害状況⑤

市町村職員（一般行政）
1人当たりの
死者・行方不明者数

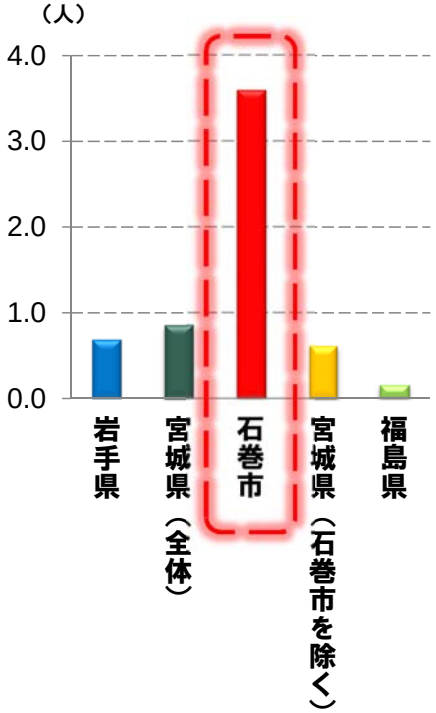

市町村職員（一般行政）
1人当たりの全壊戸数

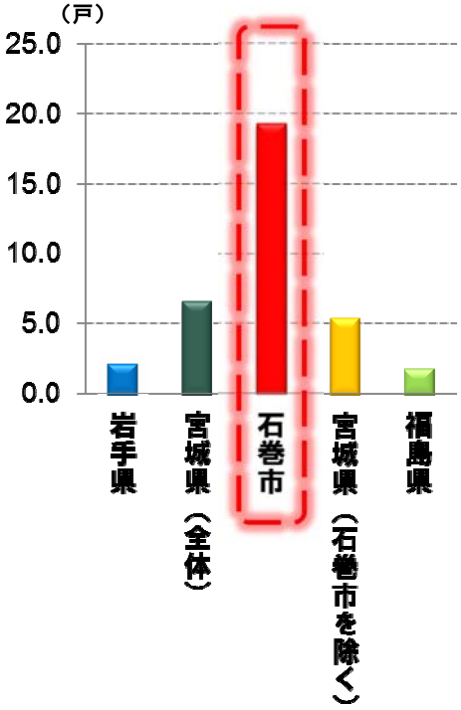

市町村職員（一般行政）
1人当たりの
災害廃棄物推計量

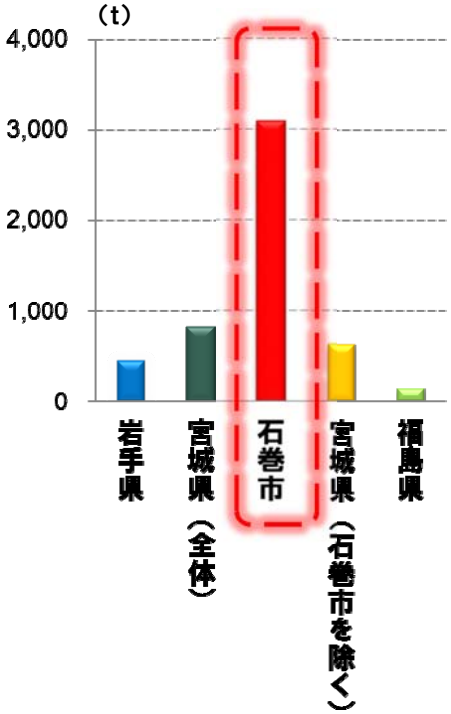

市町村職員（一般行政）1人当たりに換算した場合の石巻市の被害は極めて大きい。

© 2013 石巻市

2. 被災者の自立支援

© 2013 石巻市

被災者の今

応急仮設住宅＋民間賃貸住宅の入居状況合計
（平成25年12月末現在）

入居者件数　11,127件　　入居人数　26,836人

Ⅰ．応急仮設住宅（プレハブ仮設）の整備
133箇所

- 応急仮設サポートセンター等を整備し、生活支援・相談等を行う
- 車等の交通手段を失った応急仮設住宅、在宅等の被災者のための住民バス等の運行を行う

Ⅱ．ささえあいセンター（仮設住宅団地内にある集会所、談話室）の設置
129施設

Ⅲ．専門職等による相談・生活支援

石巻市プレハブ仮設住宅入居者健康調査結果①

調査対象	応急仮設住宅（プレハブ）の入居者
実施期間	平成24年9～10月
調査方法	調査票の配布は、戸別訪問 回収は、戸別訪問または郵送
調査内容	（1）個人属性 ① 氏名・性別・生年月日 ② 続柄 ③ 職業 （2）健康状況 ① **身体的状況**（健診の受診状況、体調、疾病の状況、治療状況） ② **心理的状況**（K6(注)、睡眠・飲酒・食欲・体重変化、相談相手の有無） ③ **身体活動・社会性の状況**（体を動かす機会の変化、行事への参加状況） ④ **福祉制度の活用状況**（要介護認定の状況、障害者手帳の有無、サービス利用の状況） （注）K6（ケーシックス）・・・不安、抑うつ症状を測定する指標
調査方法	回収率62.0%（＝4,399世帯／7,096世帯） このうち、有効回答が精査できる集計対象が**4,360世帯、9,846人**。 なお、戸別訪問回収が65.1%、郵送回収が34.9%。

世帯・性別・職業

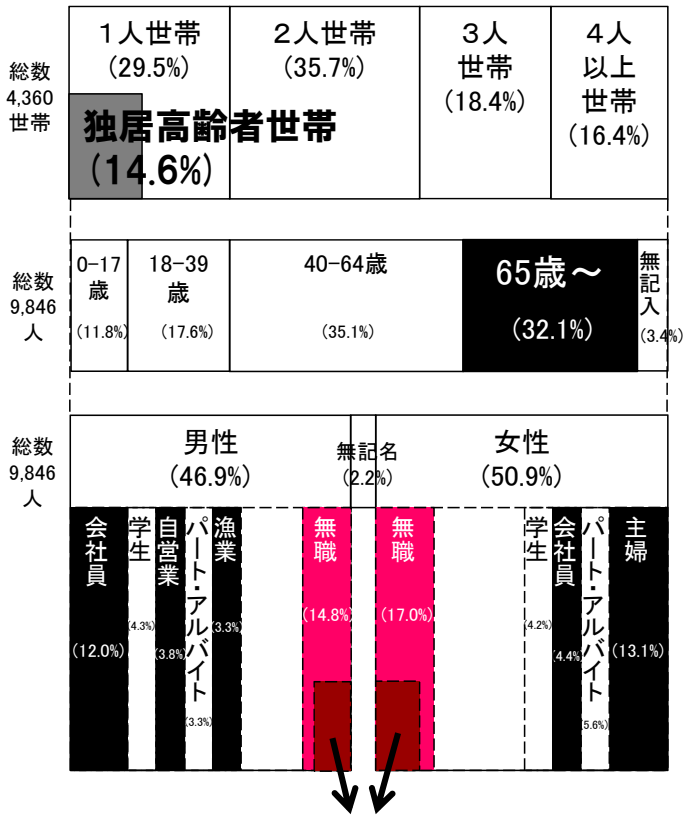

働き盛り世代（18-59歳）の無職
男女合わせて　6.4%

石巻市プレハブ仮設住宅入居者健康調査結果②

体調・疾病の状況

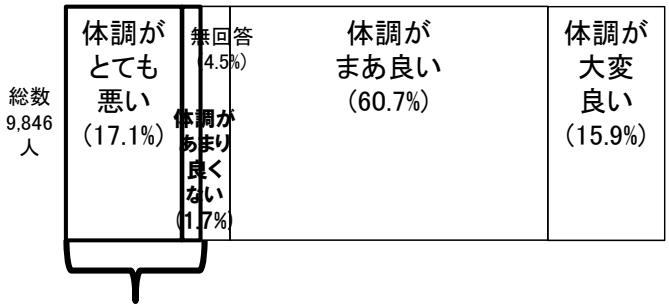

体調が悪い 18.8% → **高血圧、糖尿病、心疾患といった現病歴が目立つ**

要介護認定の状況

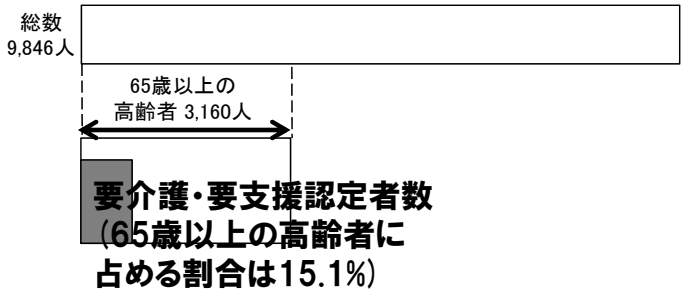

心の問題・不眠・飲酒の状況

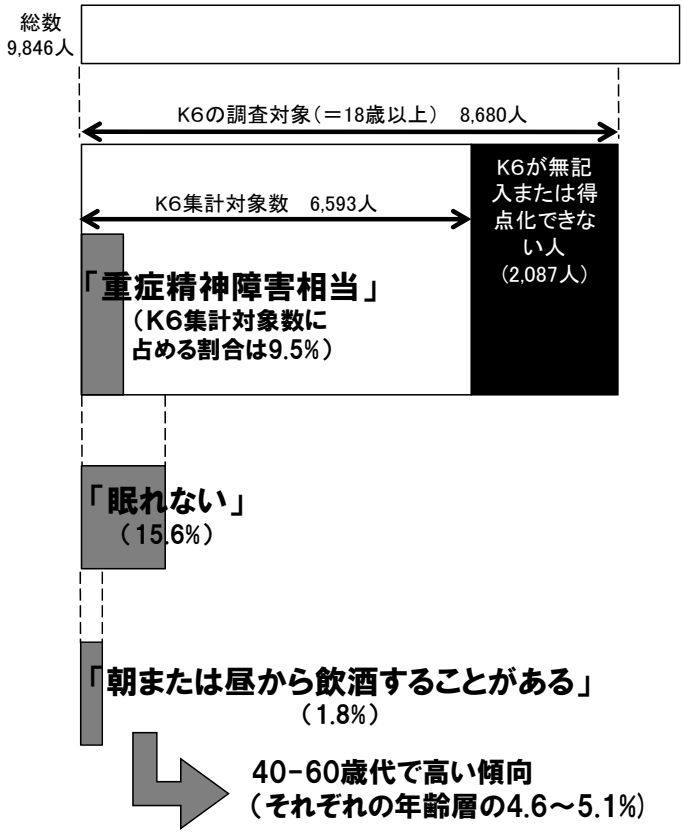

40-60歳代で高い傾向（それぞれの年齢層の4.6～5.1%）

© 2013 石巻市

仮設住宅、民間賃貸（みなし仮設）、在宅の各被災者の健康調査の比較

総じて、仮設住宅入居者の健康状況が良くない。
その一方で、一部の項目では、在宅の被災者もあまり良くない結果も出ている。
他方、「相談できる人がいる」の評価が最も良いのは、仮設住宅入居者。

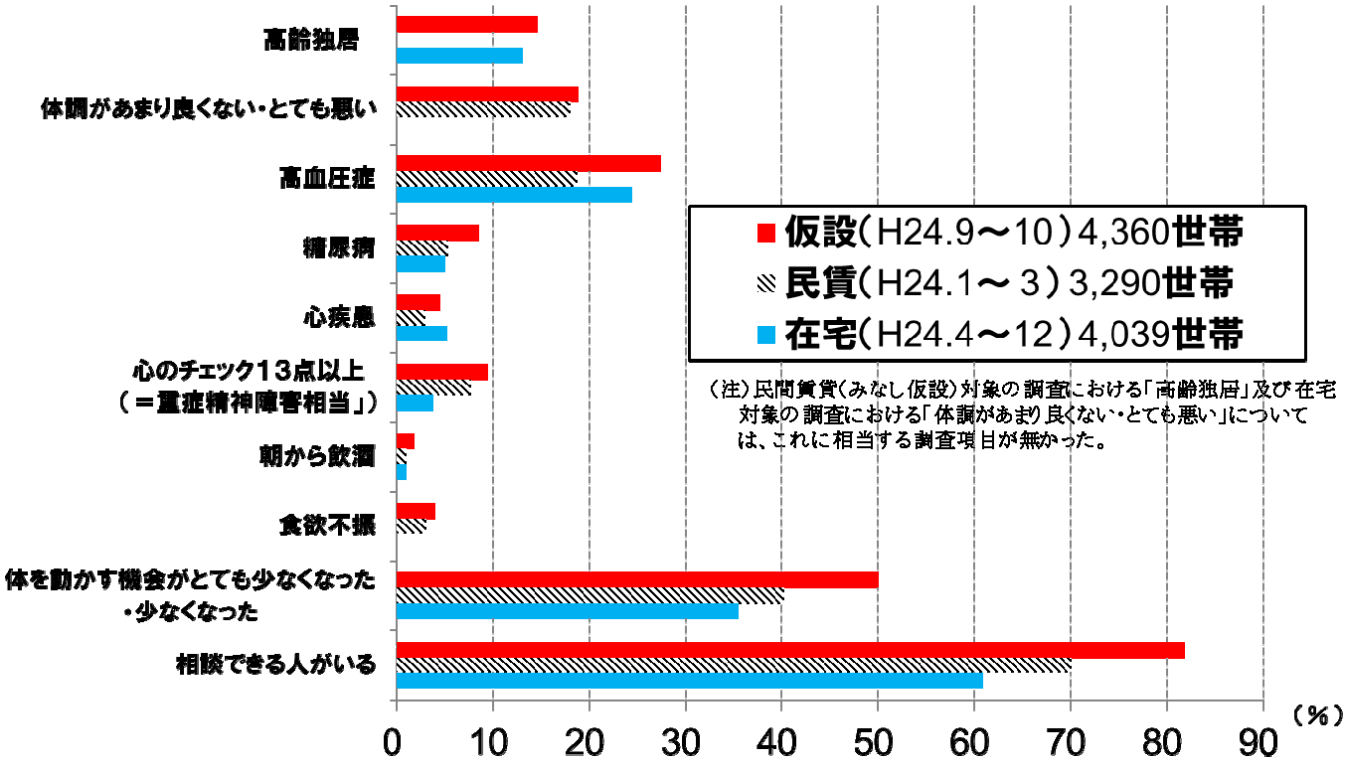

（注）民間賃貸（みなし仮設）対象の調査における「高齢独居」及び在宅対象の調査における「体調があまり良くない・とても悪い」については、これに相当する調査項目が無かった。

© 2013 石巻市

石巻市　被災者自立支援「3本の矢」

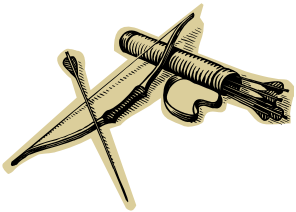

被災者の実態をよく知る

- ○ 被災者支援ビッグデータの活用
  （改正災対法「被災者台帳」の拡張）

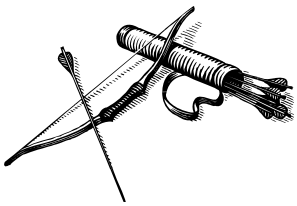

被災者の心身をケアする

- ○ 在宅被災高齢者、仮設住宅、みなし仮設に対する巡回訪問支援の実施
- ○ 地域包括ケアの展開
- ○ 復興公営住宅のこだわり設計
- ○ 復興公営住宅及びコミュニティ未再生地区における巡回訪問支援の開始

被災者の自立を支える

- ○ 石巻市独自の住宅取得等補助、利子補給
- ○ 復興公営住宅等へ入居する世帯への引っ越し代支援

© 2013 石巻市

被災者支援ビッグデータの整備・活用①～改正災対法「被災者台帳」の拡張～

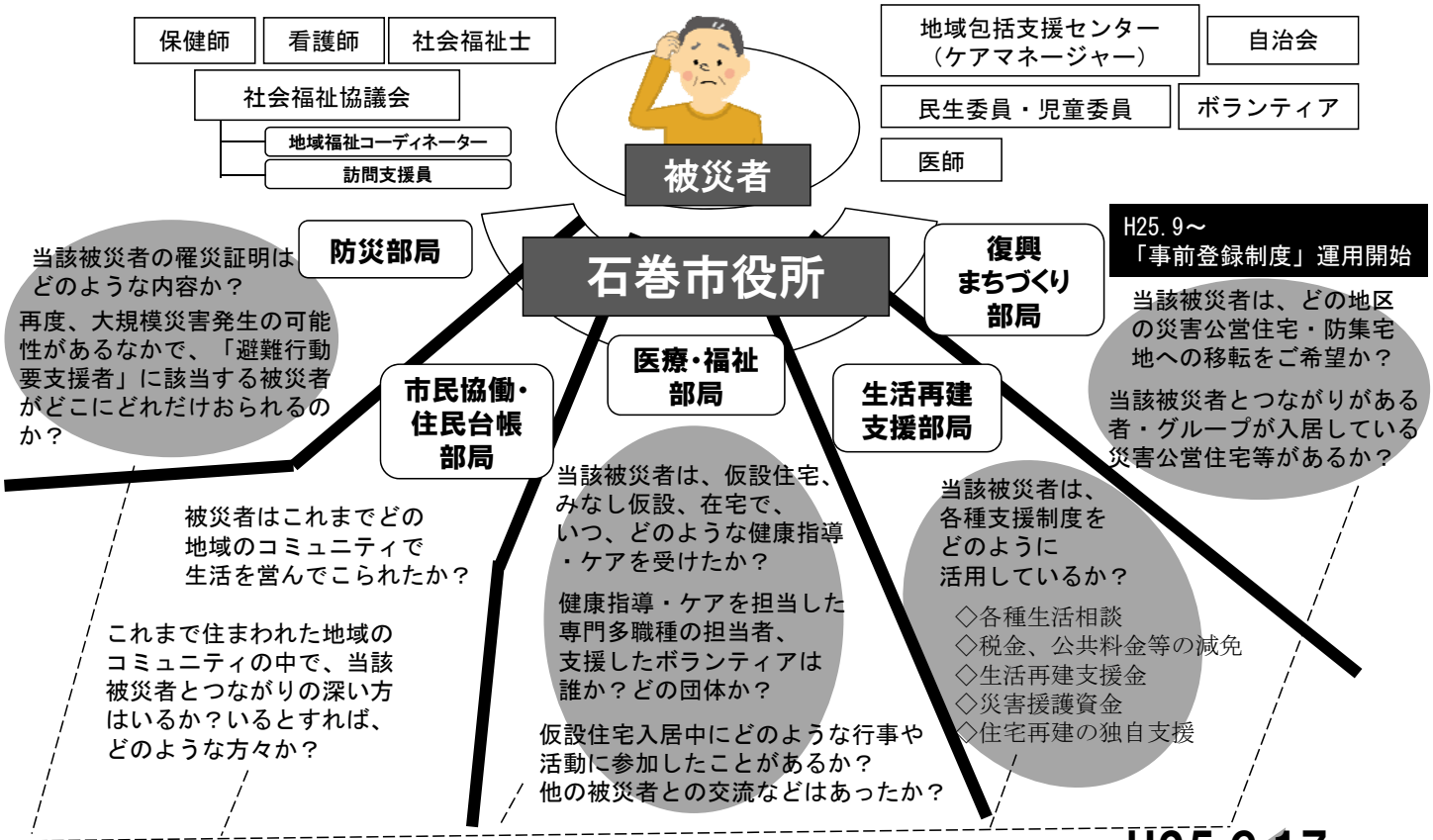

これらの情報は、個人情報保護制度の壁のため、市役所内部でも“BIG DATA”になっていない。

→ H25.6.17 改正災対法成立

© 2013 石巻市

被災者支援ビッグデータの整備・活用②～改正災対法「被災者台帳」の拡張～

【被災者支援段階】

被災者台帳
（改正災対法90の3）

氏名
生年月日
性別
住所または居所
住家の被害等
要配慮者に関する情報
その他

個人情報の取扱い

【改正災対法90の４①】
⇒　市役所内部での情報共有可能

【平時・発災直後】

避難行動要支援者名簿
（改正災対法49の10）

氏名
生年月日
性別
住所または居所
電話番号その他の連絡先
避難支援等を必要とする事由
その他

平時（改正災対法49の11①②）

⇒　市役所内部での情報共有可能
⇒　条例の定めまたは本人同意があれば、消防・警察民生委員、市社協、自主防等の避難支援関係者へ情報提供可能

発災直後（改正災対法49の11③）

⇒　本人同意が無くても、市長の判断で、避難支援関係者へ情報提供可能

「個人情報保護制度の壁」撤廃を受けて、市役所内部はもちろん、一部は専門多職種などの間でも情報共有が可能となる。

↓

Ｇ空間×ＩＣＴなどを活かしつつ、被災者情報の共有を図り、今後本格展開する「地域包括ケア」に有効活用。

↓

被災者の心身のケアのさらなる充実。
被災者を仮設住宅等から災害公営住宅へ移転を促す取組みの強化。

© 2013 石巻市

復興公営住宅等における訪問支援

H23.　8　在宅被災高齢者等に対する巡回訪問支援スタート
H23. 10　仮設住宅世帯に対する　　〃
H24. 12　みなし仮設における高齢者世帯に対する　　〃

復興公営住宅等における訪問支援（市街地西部の例）

（市街地東部、半島部も同様）

入居が本格化する復興公営住宅や、コミュニティが崩壊したまま再生していない地区の在宅世帯の巡回訪問支援を実施（H26. 4～）

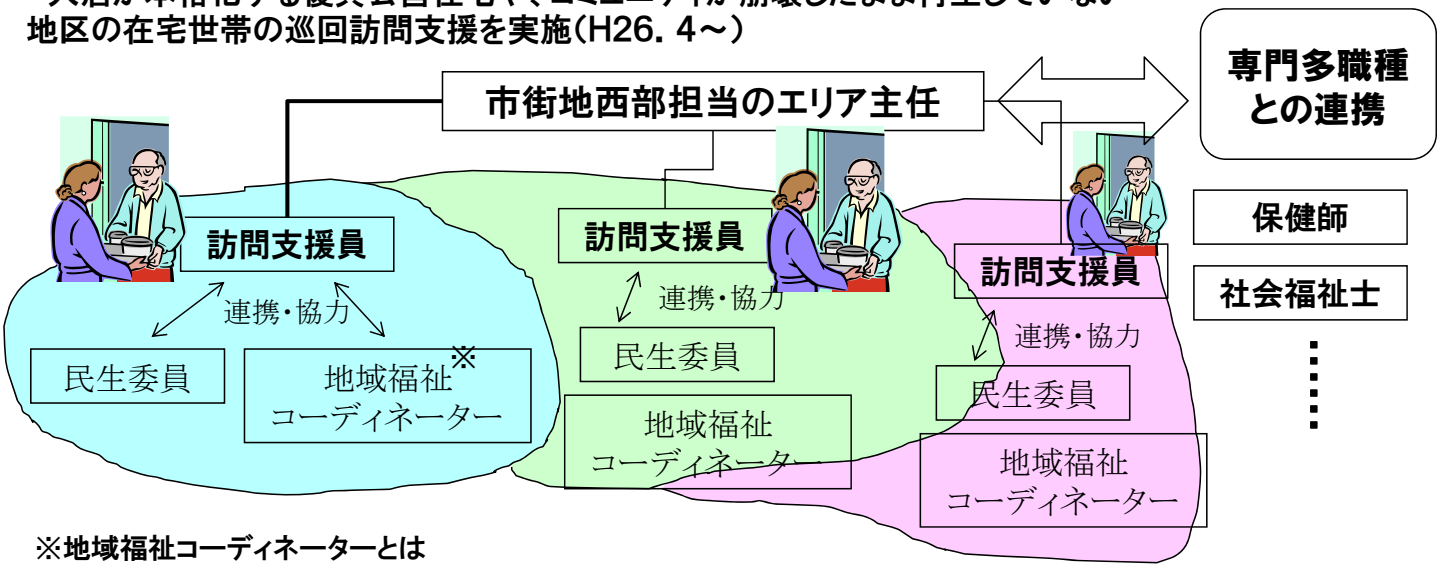

※地域福祉コーディネーターとは
セーフティネットの「見守り・相談・つなぎ」、行政との調整役を担う市民

© 2013 石巻市

石巻市における地域包括ケアの推進（平成25年8月～）

㉕石巻市地域包括ケアモデル事業

石巻市の仮設避難者　11,755戸　27,932人
（うち仮設住宅　6,967戸　15,377人
みなし仮設　4,788戸　12,555人）

仮設住宅生活の長期化

↓

入居する高齢者、障害者等の心身の健康悪化

若年入居者も含めた引きこもり、生活不活発病の増加

保健師　看護師

地域包括支援センター（ケアマネージャー）

社会福祉士

民生委員・児童委員

多職種協働によるケアの実施

社会福祉協議会

地域福祉コーディネーター

訪問支援員

ボランティア

仮設自治会（被災者）

医師

石巻市第6期介護保険事業計画（㉗～㉙）へ反映

（仮称）ささえあいセンターで地域包括ケアを本格展開

被災者に重点を置いた心身のケア等を実施

石巻市立病院開成仮診療所
（在宅医療連携拠点事業の指定）

（※）
石巻市立病院開成仮診療所長の長純一医師が石巻市地域包括ケアセンターの主導的役割を担う。長医師は、農村医療・地域医療のメッカ、長野県の国保川上村診療所長などを歴任し、佐久総合病院の小海診療所長から現職へ転身した地域医療のスペシャリスト。

© 2013 石巻市

復興まちづくりの進捗に合わせた「地域包括ケア」の展開（イメージ）①

災害公営住宅や防集事業の造成団地などに、地域包括ケアのサポート拠点を設置し、仮設住宅等から出た後の被災者、仮設住宅等に引き続き残る被災者の心身のケアを24時間対応の在宅医療・看護・介護等の多職種連携システムで実施

新蛇田地区土地区画整理事業
蛇田地区では、被災者の生活再建の場として、宅地や道路、公園等を整備して新たな住宅市街地を形成。平成26年度から一部の宅地供給を予定。

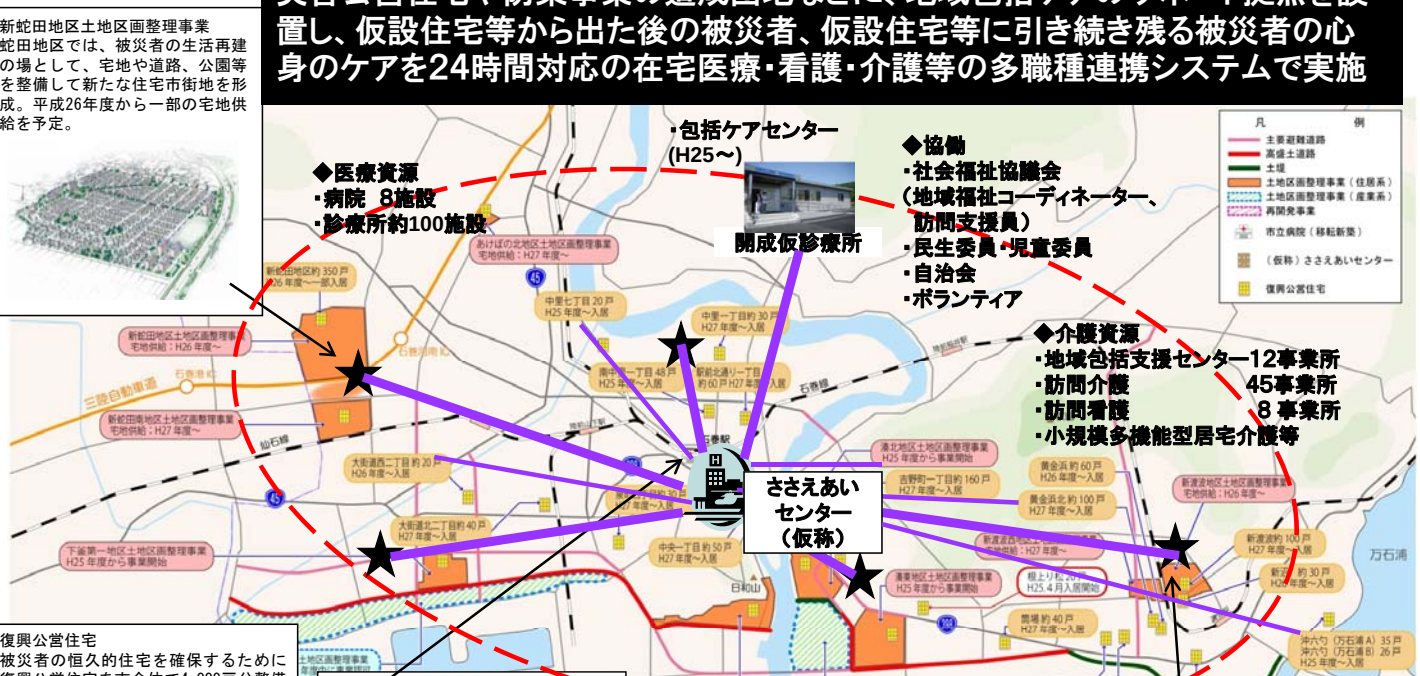

復興公営住宅
被災者の恒久的住宅を確保するために復興公営住宅を市全体で4,000戸分整備。平成25年度は一部の団地で入居を開始。各地区の拠点となる住宅にはｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ機能に加え、高齢者等支援施設を併設。

市立病院
津波により被災した市立病院を駅前地区に移転新築。平成28年度の早い時期の再開を目指す。

新渡波地区・新渡波西地区土地区画整理事業
渡波地区の内陸側に新しい住宅地を整備。平成26年度から一部の宅地供給の開始を目指す。

復興まちづくりの進捗に合わせた「地域包括ケア」の展開（イメージ）②

半島部においても、同様にサポート拠点を置き、出来るだけ、既存のコミュニティの中で暮らし続けられるようにしていく。

© 2013 石巻市

復興公営住宅のこだわり設計（石巻市標準プラン）

計画指針

高齢者社会を見据え、住宅計画においてバリアフリーの徹底と将来の車いす使用に備えら住戸仕様とするなど「快適な住環境づくり」に取り組む。

一般仕様

① 一般向け住戸に2タイプ「個室重視型」、「居間重視型」を設定
※ 「居間重視型」→共用廊下側に台所を設置し、入居者相互の見守りを想定

② 住戸内の段差解消（玄関・上框・浴室2cm以内、その他0.5cm以内）
※ ただし、バルコニー側は18cm以内の単純段差

③ 長寿社会対応型浴室ユニットの採用（ユニットバス1418型（W1.4m×D1.8m））
※ 従来：1216型（W1.2m×D1.6m）

④ 住戸内廊下幅（95cm以上）、開口幅（80cm以、上便所75cm以上）の確保
※ 従来：住戸内廊下幅（78cm以上）、開口幅（75cm以上）

⑤ 手摺の設置（玄関、浴室、便所）
※ 居室・廊下には壁下地の補強を実施し将来的な設置を想定

⑥ 台所、浴室、洗面室の3箇所に給湯

⑦ 便所に洗浄装置付の暖房便座を設置

⑧ 車いす対応住戸の設置

緊急対応仕様

①玄関に非常警報型インターホンの設置
②緊急コールボタンの設置（主寝室、浴室、便所）
③ポータブル型緊急警報装置の設置（福祉部局対応）

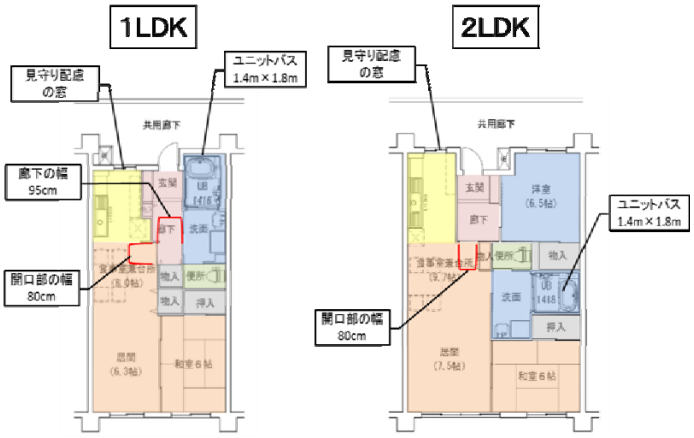

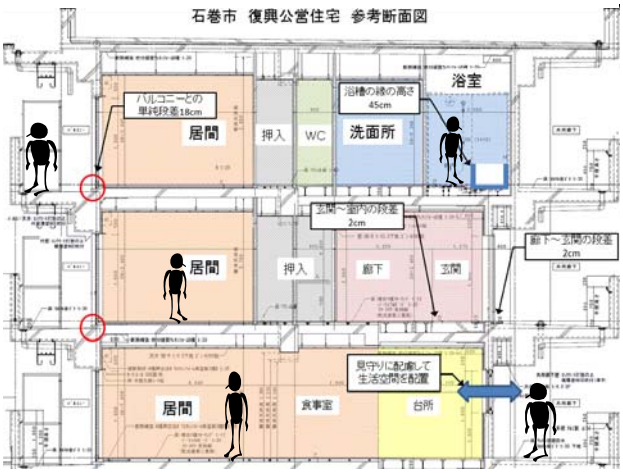

© 2013 石巻市

復興公営住宅のこだわり設計（石巻市黄金浜地区の例）

計画指針

復興公営住宅だけではなく、地域の課題に対応した街づくりに貢献する施設等の整備をします。

復興公営住宅の整備
- ・黄金浜 5階建2棟58戸の住宅
- ・多様な住宅供給（1LDK～4LDK、車イス住宅）
- ・各戸1台の駐車場

災害時の防災拠点
- ・水害時、緊急一時避難所への避難
- ・停電時の電源確保
- ・避難生活に対応した施設の整備

地域コミュニティ形成
- ・道路に面した開放的な集会所
- ・敷地東側に幅員約8mの公開空地

地域の安心・安全
- ・接道部に歩道状空地
- ・鉄筋コンクリート造の耐火、耐震性を持つ建物

●街角広場イメージ

（イメージパース）

●沿道イメージ

●災害時のイメージ

- ・一時避難場所への直通階段
- ・わかりやすい表示

●表示イメージ

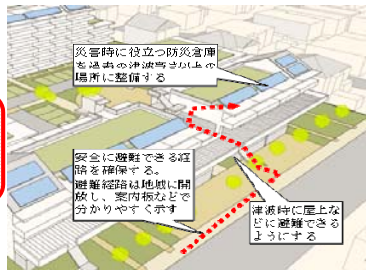

●かまどベンチ

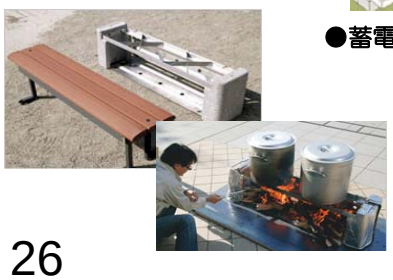

●蓄電池による電源確保イメージ

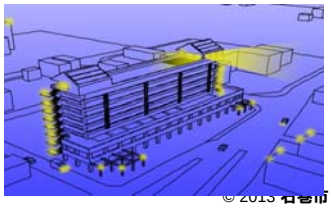

© 2013 石巻市

復興公営住宅と高齢者生活支援施設の併設

事業位置図【市街地再開発事業】

※ 概要については、現在検討中であり変更になる可能性がある。

市街地再開発と組み合わせた災害公営住宅の整備に併せて、高齢者生活支援施設を設置。被災した高齢者がコミュニティのなかで歩いて暮らすことのできるまちづくりを推進

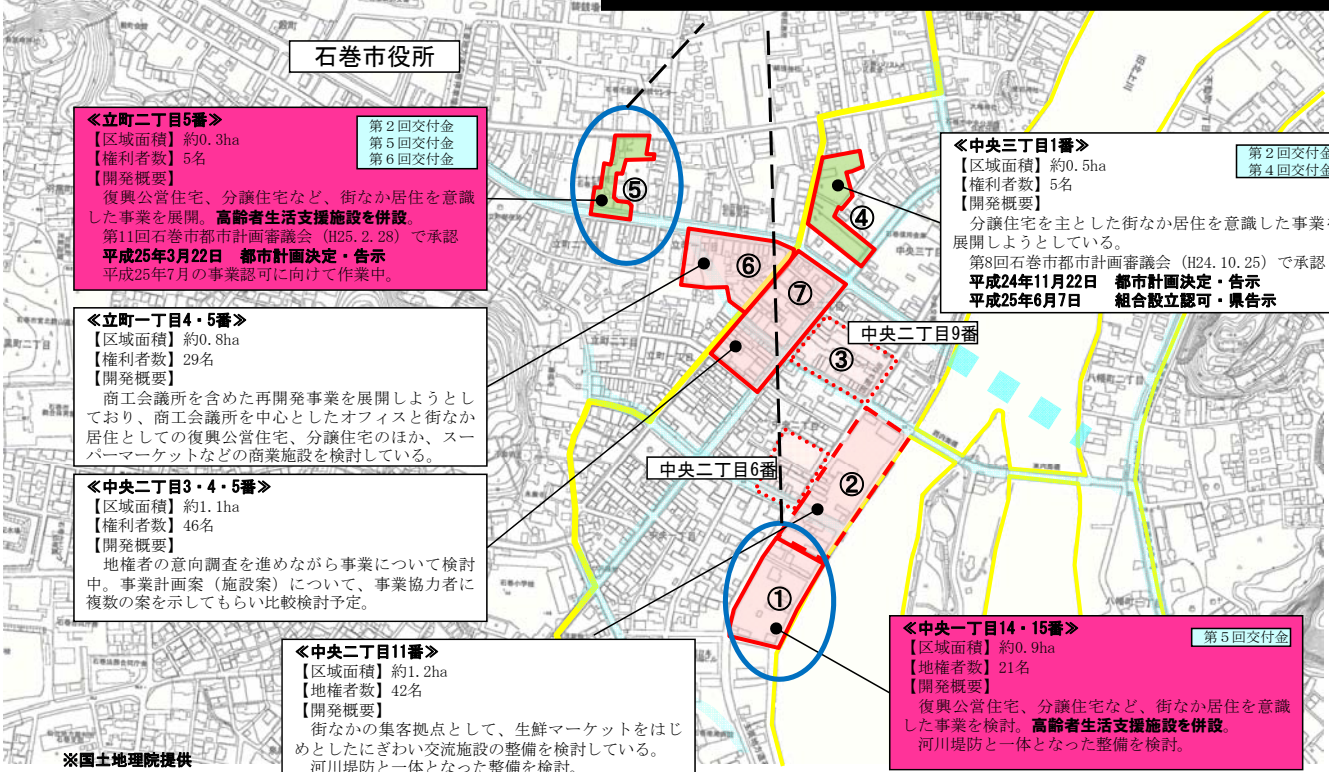

≪立町二丁目5番≫
第２回交付金
第５回交付金
第６回交付金
【区域面積】約0.3ha
【権利者数】5名
【開発概要】
復興公営住宅、分譲住宅など、街なか居住を意識した事業を展開。**高齢者生活支援施設を併設**。
第11回石巻市都市計画審議会（H25.2.28）で承認
平成25年3月22日　都市計画決定・告示
平成25年7月の事業認可に向けて作業中。

≪立町一丁目4・5番≫
【区域面積】約0.8ha
【権利者数】29名
【開発概要】
商工会議所を含めた再開発事業を展開しようとしており、商工会議所を中心としたオフィスと街なか居住としての復興公営住宅、分譲住宅のほか、スーパーマーケットなどの商業施設を検討している。

≪中央二丁目3・4・5番≫
【区域面積】約1.1ha
【権利者数】46名
【開発概要】
地権者の意向調査を進めながら事業について検討中。事業計画案（施設案）について、事業協力者に複数の案を示してもらい比較検討予定。

≪中央二丁目11番≫
【区域面積】約1.2ha
【地権者数】42名
【開発概要】
街なかの集客拠点として、生鮮マーケットをはじめとしたにぎわい交流施設の整備を検討している。
河川堤防と一体となった整備を検討。

≪中央三丁目1番≫
第２回交付金
第４回交付金
【区域面積】約0.5ha
【権利者数】5名
【開発概要】
分譲住宅を主とした街なか居住を意識した事業を展開しようとしている。
第8回石巻市都市計画審議会（H24.10.25）で承認
平成24年11月22日　都市計画決定・告示
平成25年6月7日　組合設立認可・県告示

≪中央一丁目14・15番≫
第５回交付金
【区域面積】約0.9ha
【地権者数】21名
【開発概要】
復興公営住宅、分譲住宅など、街なか居住を意識した事業を検討。**高齢者生活支援施設を併設**。
河川堤防と一体となった整備を検討。

※国土地理院提供

© 2013 石巻市

石巻市独自の住宅取得等補助、利子補給①（再掲）

【事業概要】

●災害危険区域内に居住していた方
●災害危険区域の指定前に災害危険区域外へ移転された方
●住宅再建事業補助金を受けていない方

災害危険区域指定前に
内陸部や高台へ
個別に移転

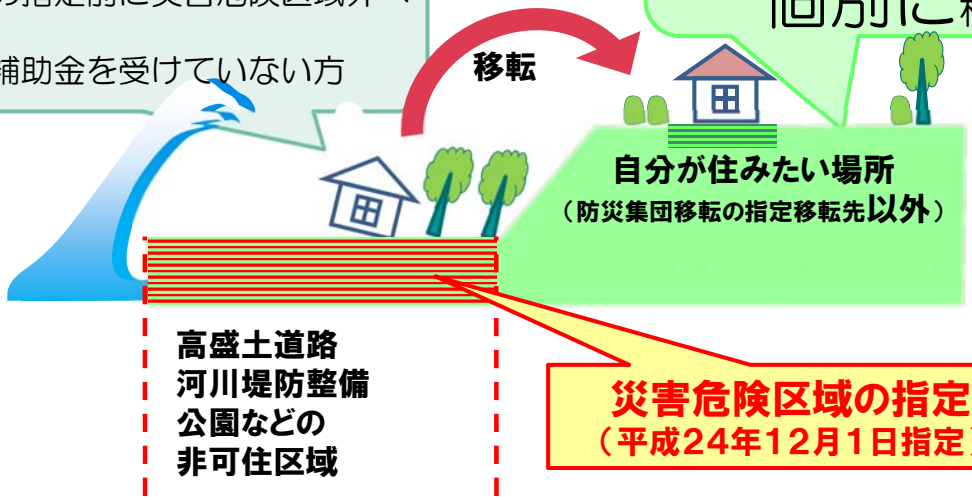

【戸別移転にかかる住宅再建の支援内容】

●住宅建設・土地購入について、借入される際の利子の補給
・住宅建築　最大444万円　　・土地購入　最大206万円
・住宅用地造成費　最大58万円　合計 最大７０８万円

●住居の移転に伴う家財道具の運搬等費用　最大78万円

防災集団移転促進事業と同じ内容

© 2014 石巻市

石巻市独自の住宅取得等補助、利子補給②（再掲）

東日本大震災により市内で半壊以上の被災世帯を対象とした市独自の支援制度。
住宅の新築や購入、補修、嵩上げを対象に、利子補給・費用を補助。

【支援対象者（すべてに該当）】

●東日本大震災により市内で半壊以上のり災判定を受けた方
●市内で被災住宅に代わる住宅を建設、購入、又は、補修を行った方
●防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象とならない方　など

【支援の内容】

新築・購入の場合
①と②のどちらか一方

① 利子補給補助
補助金上限額　300万円
※住宅用地の購入経費含む

② 取得費用補助
補助金上限額　150万円
※再建に要した費用から生活再建支援金加算支援金を控除した金額
※金融機関から借入れなかった場合等

補修の場合
①と②のどちらか一方

① 利子補給補助
補助金上限額　150万円
※住宅用地の購入経費含む

② 補修費費補助
補助金上限額　100万円
※再建に要した費用から生活再建支援金加算支援金を控除した金額の1/2
※金融機関から借入れなかった場合等

嵩上げ工事の場合
津波浸水区域内で被災住宅を再建する際、宅地の嵩上げ工事を行った場合に工事費の1／2を補助

補助金上限額　100万円

対象工事
①宅地の嵩上げ工事
②高基礎工事
③曳家又は揚屋工事

© 2014 石巻市

復興公営住宅等へ入居する世帯への引っ越し代支援

仮設住宅等入居者の
経済的負担の軽減

復興公営住宅等への
円滑な移転

仮設住宅の集約
・早期解消の促進

仮設住宅

復興公営住宅

対象　半壊以上の被災を受け、現在、応急仮設住宅等に入居している世帯であって、
①石巻市の復興公営住宅へ入居する世帯
または
②復興公営住宅以外の市内の民間賃貸住宅に入居する世帯
ただし、防集、がけ近、市独自支援を受ける世帯は対象外。

補助額　一世帯当たり一律10万円を補助。

© 2013 石巻市